

専門職大学院設置基準及び学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正について（概要）

1. 改正の趣旨

法曹の養成のための中核的な教育機関として法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、平成30年3月13日中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」を踏まえ、令和元年6月26日に「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、標記省令について所要の規定の整備を行うものである。

2. 改正の概要

(1) 専門職大学院設置基準の一部改正

一 法科大学院の教育課程の編成方針に関する改正

連携法に定める法曹養成の基本理念及び大学の責務を踏まえ段階的かつ体系的な教育課程となるようにしなければならないこととする。

二 法科大学院の授業科目に関する改正

法科大学院が開設すべき科目群について新たに規定すること、法律基本科目については基礎科目を履修した後に応用科目を、他の科目群は法律基本科目の基礎科目及び応用科目の履修を踏まえて履修するよう教育課程を編成すること、30単位以上の基礎科目を必修科目として開設すること、及び展開・先端科目のうち専門的学識及びその応用能力を涵養するための教育を行う科目について8科目全ての開設を努力義務とする。

三 法科大学院の授業の方法に関する改正

論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければならないこと。

四 法科大学院における情報の公表に関する改正

連携法に規定される「その他文科省令で定める事項」として、志願者及び受験者の数、標準修業年限修了率、中退率、開設する授業科目の名称、法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減に関すること、法学未修者、社会人入学者及び連携法曹基礎課程からの入学者の割合とその司法試験合格率並びに在学中受験資格による受験者数とその司法試験合格率を規定し、公表するものとする。

(参考)「連携法曹基礎課程」：改正後の法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十九号）以下「連携法」という。）第6条に基づき、法科大学院における教育との円滑な接続を図るため、法科大学院を設置する大学と法曹養成連携協定を締結する大学が置く課程をいう。

五 法科大学院の履修科目の登録の上限に関する改正

履修科目として登録することができる単位数の上限について、1年につき36単位を標準として定めるとともに、36単位を超えて登録しても学修の成果が見込まれる者として法科大学院が認めた場合においては、44単位まで増やすことを可能とすること。

六 法科大学院入学前の既修得単位等の認定及び既修者認定に関する改正

30単位を超えてみなしても入学後の学修の充実が見込まれる者として法科大学院が認めた場合においては、入学前既修得単位及び既修者認定の認定上限をそれぞれ30単位から46単位に増加し、入学前既修得単位及び既修者認定を合わせて46単位を上限とすること。

七 法科大学院の修了要件に関する改正

修了要件として、法科大学院が開設すべき科目群毎に、必要単位数を規定すること。法律基本科目について、基礎科目30単位以上を必修とし、公法系科目、民事系科目、刑事系科目いずれも偏りなく履修することとする。選択科目のうち、4単位以上を修得すること。

八 その他 その他所要の改正を行うこと。

九 施行期日

- ① 一から四までにに関する規定（②から④までに該当するものを除く。）
令和2年4月1日
- ② 二のうち必修科目に関する規定及び七に関する規定 令和3年4月1日
- ③ 四のうち連携法曹基礎課程からの入学者の割合とその司法試験合格率に関する規定、五及び六に関する規定 令和4年4月1日
- ④ 四のうち在学中受験資格による受験者数とその司法試験合格率に関する規定 令和5年4月1日

(2) 学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正

一 認証評価機関が定める大学評価基準に関し、連携法等の改正を踏まえ専門職大学院設置基準において法科大学院について特に規定する事項等を反映させるため、①課程の修了要件に関することなどを追記するとともに、②認定法曹養成連携協定において連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況に関することを規定すること。

二 その他 その他所要の改正を行うこと。

三 施行期日 令和4年4月1日

○文部科学省令第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

第一条 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(入学前の既修得単位の認定)

第十四条 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第三十九号。以下「連携法」という。）第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を受ける上で求められる適性及び能力を有するかを、適確かつ客観的に評価し、判定するものとする。

(法科大学院の教育課程の編成方針)

第二十条の二 法科大学院は、その教育上の目的を達成するために、次条第一項及び第四項に規定する授業科目を自ら開設し、段階的かつ体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、法科大学院は、連携法第二条に規定する法曹養成の基本理念及び同法第四条に規定する大学の責務を踏まえ、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(法科大学院の授業科目)

第二十条の三 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第十四条 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」

- 一 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。以下同じ。）
 - 二 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）
 - 三 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）
 - 四 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であつて、法律基本科目以外のものをいう。）
- 2 法科大学院は、法律基本科目において、連携法第四条第一号に規定する専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）を涵養するための教育を行う科目（以下「基礎科目」という。）を履修した後、同条第二号に規定する応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条及び第二十条の五において同じ。）を涵養するための教育を行う科目（以下「応用科目」という。）を履修するよう、教育課程を編成するものとする。
 - 3 法科大学院は、第一項第二号から第四号までに規定する各科目については、法律基本科目の基礎科目及び応用科目の履修を踏まえて履修するよう、教育課程を編成するものとする。
 - 4 法科大学院は、展開・先端科目のうち、連携法第四条第三号に規定する専門的学識及びその応用能力を涵養するための教育を行う科目として、次に掲げる科目（以下「選択科目」という。）の全てを開設するよう努めるものとする。
 - 一 倒産法
 - 二 租税法
 - 三 経済法
 - 四 知的財産法
 - 五 労働法
 - 六 環境法
 - 七 国際関係法（公法系）
 - 八 国際関係法（私法系）

5| 共同教育課程を編成する法科大学院（以下この項において「構成法科大学院」という。）にあつては、前条及び前四項の規定にかかわらず、当該構成法科大学院のうち一の法科大学院が開設する授業科目は、当該一の法科大学院及びそれ以外の構成法科大学院がそれぞれ開設するものとみなす。

（法科大学院の授業を行う学生数）

第二十條の四 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とする。

2| 前項の場合において、一の法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、五十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（法科大学院の授業の方法等）

第二十條の五 法科大学院においては、第八条第一項に規定する方法のほか、連携法第四条第二号及び第三号に規定する論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければならない。

（法科大学院における学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定）

第二十條の六 法科大学院は、第十条第二項に規定する学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たつては、連携法第五条第二号及び第三号の規定に基づき公表する基準に基づき、同法第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養が涵養されているかどうかについて、厳格かつ客観的に評価を行うものとする。

（法科大学院における情報の公表）

第二十條の七 連携法第五条第六号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする

一 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜に

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

関すること

二 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中に退学した者の割合

三 当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称

四 授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する事

五 連携法第十条第一号に該当するものとして就業者その他の職業経験を有する者であつて当該法科大学院に入学した者又は第二号に該当するものとして法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して当該法科大学院に入学した者それぞれの入学者に占める割合及び司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）第一条第一項に規定する司法試験（以下単に「司法試験」という。）の合格率

（共同教育課程に係る修了要件）

第三十四条 「略」

2 3 「略」

4 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、法科大学院にあつては第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項若しくは第二十五条第一項の規定により、教職大学院にあつては第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十八条第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含むものとする。

（共同開設科目）

第三十七条 「略」

2 国際連携専攻を設ける専門職大学院が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門

（共同教育課程に係る修了要件）

第三十四条 「略」

2 3 「略」

4 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、法科大学院にあつては第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項若しくは第二十五条第一項の規定により、教職大学院にあつては第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十八条第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含むものとする。

（共同開設科目）

第三十七条 「略」

2 国際連携専攻を設ける専門職大学院が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門

職大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲（教職大学院にあつては当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超えない範囲）で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項の規定により連携外国専門職大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学院において修得した単位とするこ

職大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲（教職大学院にあつては当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超えない範囲）で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項の規定により連携外国専門職大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学院において修得した単位とするこ

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条 専門職大学院設置基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(法科大学院の授業科目)

第二十条の三 [略]

2 [略]

3 前項の場合において、法科大学院は、三十単位以上の基礎科目を必修科目として開設するものとする。

4・5 [略]

6 共同教育課程を編成する法科大学院（以下この項において「構成法科大学院」という。）にあつては、前条及び前五項の規定にかかわらず、当該構成法科大学院のうち一の法科大学院が開設する授業科目は、当該一の法科大学院以外の法科大学院がそれぞれ開設するものとみなす。

(法科大学院の課程の修了要件)

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得すること。

二 第二十条の三第一項各号に規定する科目について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める単位数を修得すること。

イ 法律基本科目 四十八単位以上

ロ 法律実務基礎科目 十単位以上

ハ 基礎法学・隣接科目 四単位以上

ニ 展開・先端科目 十二単位以上

三 法律基本科目について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該

(法科大学院の授業科目)

第二十条の三 [略]

2 [略]

「項を加える。」

3・4 [略]

5 共同教育課程を編成する法科大学院（以下この項において「構成法科大学院」という。）にあつては、前条及び前四項の規定にかかわらず、当該構成法科大学院のうち一の法科大学院が開設する授業科目は、当該一の法科大学院以外の法科大学院がそれぞれ開設するものとみなす。

(法科大学院の課程の修了要件)

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

<p>各号に定める単位数を修得すること。</p> <p>イ 基礎科目 三十単位以上（第二十条の三第二項の規定により法科大学院が定める必修科目の単位を含む。）</p> <p>ロ 応用科目 十八単位以上</p> <p>四 法律基本科目を履修するに当たっては、公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）、民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）、刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）のいずれかに過度に偏ることのないよう履修すること。</p> <p>五 第二十条の三第五項に規定する選択科目について、四単位以上を修得すること。</p>	<p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>
--	---------------------------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第三条 専門職大学院設置基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(法科大学院における情報の公表)

第二十条の七 「略」

一～五 「略」

六 連携法第六条第二項第一号に規定する連携法曹基礎課程からの

入学者の入学者全体に占める割合及び司法試験の合格率

(法科大学院の履修科目の登録の上限)

第二十條の八 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として法科大学院が定めるものとする。

2 法科大学院は、その定めるところにより、連携法第六条第二項第

一号に規定する連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した学生その他の前項に規定する単位数を超えて登録しても学修の成果が見込まれる者として当該法科大学院が認める学生については一年につき四十四単位まで履修科目として登録を認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第二十二條 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。ただし、連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した学生その他の前段に規定する単位数を超えてみなしても入学後の学修の充実が見込まれる者として当該法科大学院が認める学生(以下「認定学生」という。)については、四十六単位(同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみな

改正前

(法科大学院における情報の公表)

第二十条の七 「略」

一～五 「略」

「号を加える。」

「条を加える。」

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十二條 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

す単位を除く。)を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

(法学既修者)

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下この条において「法学既修者」という。)に関しては、第二十三条第一号に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同号に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2|| 認定学生に関する前項の規定の適用については、同項中「三十単位」とあるのは「四十六単位」と読み替える。

3|| 第一項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。

4|| 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(同項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)は、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十二条第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(第二十一条第一項ただし書の規定により四十六単位を超えない範囲でみなす場合は四十六単位(第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。))を超えないものとする。

(法学既修者)

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

「項を加える。」

2|| 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。

3|| 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)は、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十二条第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第四条 専門職大学院設置基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(法科大学院における情報の公表) 第二十条の七 「略」 一〇六 「略」 七 当該法科大学院の学生のうち、司法試験法第四条第二項の規定により司法試験を受けた者の人数及び司法試験の合格率</p>	改正前	<p>(法科大学院における情報の公表) 第二十条の七 「略」 一〇六 「略」 「号を加える。」</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

附 則

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条 令和三年四月一日

二 第三条 令和四年四月一日

三 第四条 令和五年四月一日

2 第二条による改正後の専門職大学院設置基準第二十条の三及び第二十三条の規定は、令和三年度以降に法科大学院に入学した者（法学既修者（第二十五条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）を除く。）及び令和四年度以降に入学した法学既修者が履修する授業科目の開設とその修了の認定について適用する。

3 この省令の施行の日から令和四年九月三十日までの間は、第一条による改正後の専門職大学院設置基準第二十条の七中「第五条第六号」とあるのは「第五条第五号」とする。

○文部科学省令第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百条第三項の規定に基づき、学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令

学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正

後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(法科大学院に係る法第一百条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第四条 第一条第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。）の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、第一条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

「号の細分を削る。」

イ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価及び判定に関すること。

ロ [略]

ハ [略]

ニ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の段階的かつ体系的な教育課程の編成に関すること。

ホ [略]

ヘ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百二十九号。以下この号及び次号において「連携法」という。）第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための授業の方法等に関すること。

ト 学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定に関すること。

チ [略]

リ 教育活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

ル [略]

ヌ 一年間の履修科目の登録の上限の設定に関すること。

ル 専門職大学院設置基準第二十二條第一項の規定による単位の

改正前

(法科大学院に係る法第一百条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第四条 「同上」

一 「同上」

イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。

ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価に関すること。

ハ [略]

ニ [略]

ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。

ヘ [略]

ト 授業の方法に関すること。

チ 「同上」

リ [略]

ル 「号の細分を加える。」

ヌ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができ、単位数の上限の設定に関すること。

ル 専門職大学院設置基準第二十五條第一項に規定する法学既修

<p>認定及び専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。</p> <p>カ 課程の修了要件に関すること。</p> <p>ワ、ヰ、カ、コ 「略」</p> <p>タ 連携法第六条第二項第一号に規定する連携法科大学院における同法第十二条第二項に規定する実施状況に関すること。</p> <p>二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が連携法第二条に規定する法曹養成の基本理念及び同法第四条に規定する大学の責務を踏まえ、特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の学校教育法第百九条第五項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。</p> <p>三 認証評価機関になろうとする者が、学校教育法第百九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。</p> <p>2・3 「略」</p>	<p>者の認定に関すること。</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>ワ、ヰ、カ 「略」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号。次号において「連携法」という。）第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。</p> <p>三 認証評価機関になろうとする者が、連携法第五条第三項に規定する適合認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。</p> <p>2・3 「略」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○文部科学省令第 号

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第六条第三項第二号及び第四号並びに第四項の規定に基づき、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（連携法科大学院の入学者選抜）

第二条 法第六条第三項第二号に規定する入学者選抜の対象となる人数は、当該法科大学院の入学定員の二

分の一を超えないものとする。

(法第六条第三項第四号に規定する文部科学省令で定める基準)

第三条 法第六条第三項第四号に規定する文部科学省令で定める基準は、次に掲げる事項とする。

一 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十条の三第二項に規定する法律基本科目の基礎科目に相当する科目（法科大学院が、同令第二十五条第一項に基づきその単位を修得したものとみなすことができる）と認める科目に限る。）が、連携法曹基礎課程において、必修科目として段階的かつ体系的に開設されていること。

二 前号のほか、連携法曹基礎課程における教育の実施に関し、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する大学設置基準（昭和昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十条第一項に基づいて当該連携法曹基礎課程の学生が連携法科大学院に入学した後に単位を与える当該連携法科大学院の授業科目を履修する当該学生に対する配慮その他の当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること。

三 連携法曹基礎課程の学生の卒業に関し、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十九条に規

定する卒業の認定（次号において「早期卒業の認定」という。）の基準が整備されていること。

四 早期卒業の認定を受けようとする連携法曹基礎課程の学生に対する、適切な学習指導の実施その他の教育的配慮を行う体制が構築されていること

（公表）

第四条 文部科学大臣は、法第六条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付及び当該認定法曹養成連携協定の内容を公表するものとする。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

学校教育法施行令の一部を改正する政令案等に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和元年8月9日（金）～令和元年9月7日（土）
- (2) 告知方法：ホームページ
- (3) 受付方法：郵送、FAX、電子メール

2. 意見総数

件数：28件（個人12件（6名）、団体3件（1団体）、不明13件）

3. 主な意見の概要

（全体）

- 改革の着実な実施を期待する。

（専門職大学院設置基準）

- 修了要件に係る法律基本科目の必要単位数を「48単位以上」とする根拠及び48単位でも法科大学院で学修すべき法律基本科目7科目の範囲・内容を網羅できる根拠を示すべき。
- 修了要件に係る法律基本科目の必要単位数について、科目ごとの必要単位数についても定めるべき。
- 履修科目の登録上限単位数の増及び入学前既修得単位並びに既修者認定の上限単位数の増により拡大する枠は、どのように活用するのか。
- 「選択科目」全ての開設及び「選択科目1科目4単位以上を必修」とする修了要件について、いつまでに対応が必要なのか。

（細目省令）

- 連携法科大学院が適切な教育を安定的かつ継続的に実施できる体制が整備されていることを、細目省令に規定すべき。